

DIG-G 英語村 運営規程（入会のしおり）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人真福会（以下「事業者」という。）が開設する DIG-G HAMAYU（以下「事業所」という。）が行う DIG-G 英語村（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、衰退していく地域の中で、社会福祉という事業を通して、地域再生、新しくそして懐かしい人間関係、地域関係の構築を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業における内容は当法人所有の保育所跡地を利用し地域コミュニティースペース「DIG-G HAMAYU」として地域に開放し、地域課題克服のために地域住民、行政との連携を図るものとする

- 2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うものとする。
- 3 事業者は、地域社会との交流および連携を図り、利用者、利用者の保護者及び地域社会に対し当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。
- 4 当該事業は交流の場の提供であり、教育、保育を目的としたものではないこと。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 : DIG-G HAMAYU
- 二 所在地 : 新宮市千穂 1-3-19
- 三 電話番号 : 0735-30-0769

（職員の員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の員数は1名とし、必要に応じてその他の職員を配置することができる。

職務の内容は英語でのコミュニケーションを通して地域住民との人間関係、地域関係の構築を図り、子どもたちの健やかな成長と、情操を豊かにするための遊びや遊びの場を提供する。

(開所日時)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

一 開所日

レギュラー会員

8月13日から8月15日、12月30日、12月31日、1月1日から1月3日
以外の日

Weekend会員

土曜日、日曜日のみ

二 開所時間

月曜から金曜 13:00～18:00

土日祝日 13:30～18:00

- 2 台風、大雨等の天災、インフルエンザ等の感染症が流行し、特に必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず臨時に、開所日に閉所し、もしくは開所日以外の日を開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、DIG-G 玄関へ貼り紙等で通知するものとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 英語でのコミュニケーションの場の提供

(利用料金)

第7条 利用料の額は次のとおりとする。

- 一 レギュラー会員 1名：3,000円

1家族：5,000円（未就学児は家族同伴でお願いします）

- 二 Weekend会員 1名：1,500円

1家族：3,000円（未就学児は家族同伴でお願いします）

- 三 行事の参加に要する費用：実費相当額

- 2 利用料の支払いは、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとする。

(事業の利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

- 一 利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気やケガなどの場合は、速やかに保護者に連絡をし、状況によっては、利用を中止する場合があること。

- 二 感染症の発生により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められる場合は事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。
- 三 支援提供上、他の利用者に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止又は休所、退所を命ずることができる。
- 四 利用者は、その利用に際し施設を破損し、又はその付属設備、備品を紛失もしくは破損した場合、それが不可抗力による場合にほか、原形に復旧し、又は、理事長が相当と認める額の賠償をしなければならない。
- 五 利用者間のトラブルについては、一切責任を負いかねます。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えるため定期的に避難訓練を行うものとする。

- 2 第5条2の規定により、当地域に大雨警報、暴風警報発令の場合、閉所することとする。又これらの警報以外でも状況に応じて閉所の判断をする場合がある。
- 3 開所中に前項の警報が発令された場合には利用者が子どもの場合、保護者が責任をもって迎えに来ることとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は支援提供中に、当該事業所の職員、利用者の保護者又は関係人による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(苦情への対応)

第11条 事業所の利用者からの苦情への対応は、社会福祉法人真福会の苦情解決実地要綱によるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるものの他、事業所の管理運営に必要な事項は理事長が定めることができる。

附 則 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

